

須崎市観光協会会則

- 第 1 条 本協会は、須崎市観光協会と称し、事務局は須崎商工会議所に置く。
- 第 2 条 本協会は、須崎市及びその近接観光地の紹介宣伝並びに観光施設の充実改善を図り、観光行事の振興と産業の発展を期することを目的とする。
- 第 3 条 本協会は、前条の目的達成のため下記の事業を行う。
- (1) 観光資源の調査研究
 - (2) 観光施設の計画並びに拡充整備
 - (3) 内外観光客の積極的誘致
 - (4) 観光案内所の設置及び運営に関する事
 - (5) 観光地及び観光に関する宣伝紹介及び観光事業に関する情報の収集と提供
 - (6) 観光地の利用並びに旅館、交通機関等の斡旋
 - (7) 観光事業団との連絡及び特産品の紹介宣伝
 - (8) 旅館その他接客関係業者の設備の改善並びにサービスの改善指導
 - (9) その他本協会の目的達成に必要な事業
- 第 4 条 本協会は、観光事業に関する団体並びに関係業者その他、本協会の主旨に賛同するものをもって会員とする。
- 第 5 条 本協会の会費は、年額一口 5,000 円とし、その持口数は一口以上とする。
- 第 6 条 本協会に次の役員を置く。
会長 1 名 ・ 副会長 2 名 ・ 理事 若干名 ・ 事務局長 1 名 ・ 監事 2 名
- 第 7 条 理事並びに監事は総会において選任する。
- 第 8 条 会長、副会長は理事の互選による。
- 第 9 条 役員の内任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 10 条 会長は、本協会を代表し会務を処理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
理事は、本協会の事業の計画及び遂行に関し随意会合して審議するものとする。
監事は、本協会の業務及び経理を監査する。
- 第 11 条 本協会が必要とするときは各種委員及び事務局長を置き、会長がこれを任命する。
委員及び事務局長は、会長の命を受け事務を処理する。
- 第 12 条 本協会に顧問、参与並びに名誉会長を置くことができる。顧問、参与並びに名誉会長は、観光事業に密接な関係のある学識経験者を理事会の決議により、推薦するものとする。
- 第 13 条 本協会の会議は、総会、理事会、委員会の三会とし、会長が招集しその議長となる。
総会は、毎年一回これを開く。但し、必要がある時は臨時に開催することができる。
理事会は、随時開催する。
- 第 14 条 総会において決議する事項は次のとおりとする。
- (1) 役員を選任
 - (2) 会則の変更
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) その他必要な重要案件
- 第 15 条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決定し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。
- 第 16 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 17 条 本協会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってこれにあてる。

昭和 50 年 4 月 1 日 施行
昭和 55 年 7 月 3 日 一部改正
昭和 63 年 6 月 6 日 一部改正
平成 2 年 8 月 8 日 一部改正
平成 21 年 5 月 14 日 一部改正